平成２４年（フ）第１０４６３号
東京都板橋区前野町６丁目62―13
債務者　伊藤　成夫
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷ゆかり
4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４８７号
東京都渋谷区初台１―39―７―２階、住民票上の住所福岡県福岡市早良区弥生１丁目６―27
債務者　丸尾　太一
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　良夫
4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４９４号
東京都板橋区西台４丁目３―５―107
債務者　瓜生　　洋
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下田　　久
4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８６１号
横浜市磯子区岡村１丁目25番７号
債務者　大野　敏昭
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諸節　　統
4　破産債権の届出期間　平成24年10月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１２７号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目６―３―506
債務者　鈴木　泰治
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増井　陽一
4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月29日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１７６号
東京都西東京市芝久保町１丁目24―20―301
債務者　清水　安一
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　　剛
4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月29日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２２２号
東京都江東区東雲２丁目４―１―1405
債務者　清宮　健治
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兼松　健雄
4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４７７号
埼玉県越谷市北越谷３丁目13番12号　中島ビル107
債務者　福田　　稔
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５６６号
埼玉県飯能市大字坂石659番地５
債務者　富澤佐代子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３０６号
埼玉県東松山市小松原町７番地１　フレグランス小松原第２―205号室、旧住所埼玉県鴻巣市宮前419番地３　206号室ファイン・ステージ鴻巣
債務者　小林　義一
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３０８号
埼玉県行田市押上町５番地４　ＶＩＶＩ行田103号
債務者　大澤　賢司
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３０号
埼玉県秩父市中宮地町35番２号
債務者　髙橋　昌寛
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
埼玉県秩父市中宮地町35番２号
債務者　髙橋昭一郎
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
静岡県沼津市今沢545番地の４　県営今沢団地Ｋ14―308、前住所静岡県沼津市青野206番地　ブルーシャンＢ202号
債務者　松本　優子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０５号
札幌市南区澄川６条３丁目１番20―303号
債務者　西岡真由美
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部